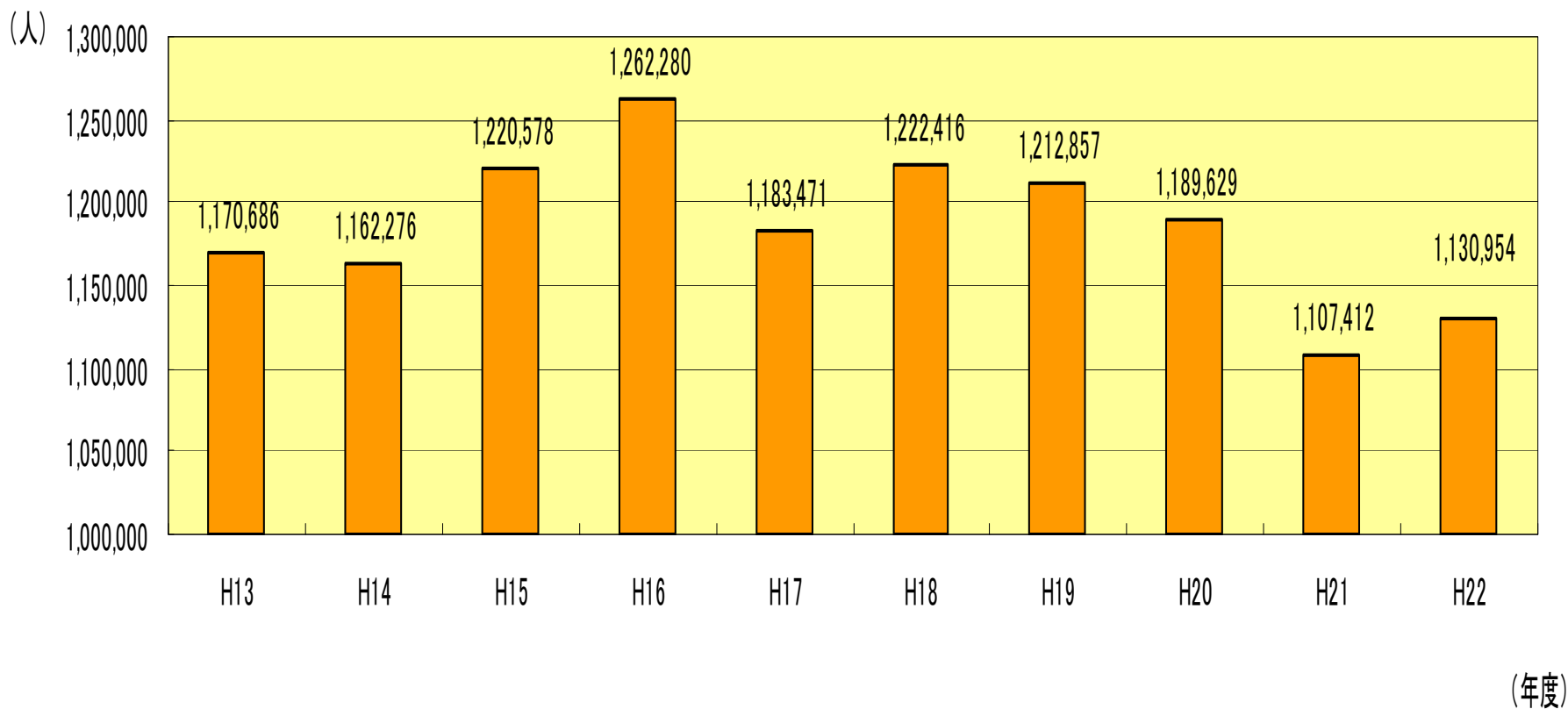


# 参考データ集

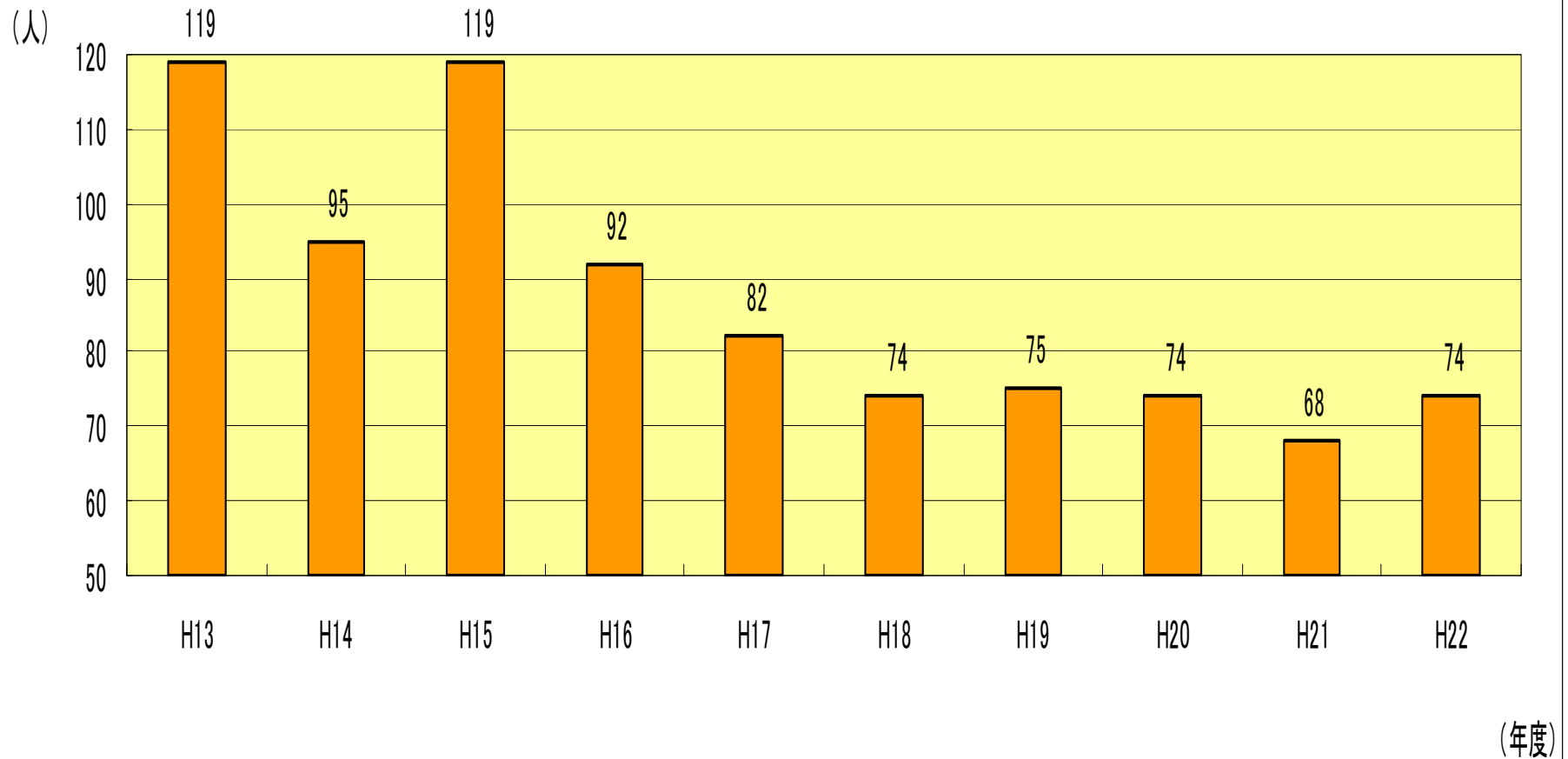
## ①災害共済給付の状況

災害共済給付における負傷・疾病発生件数の推移

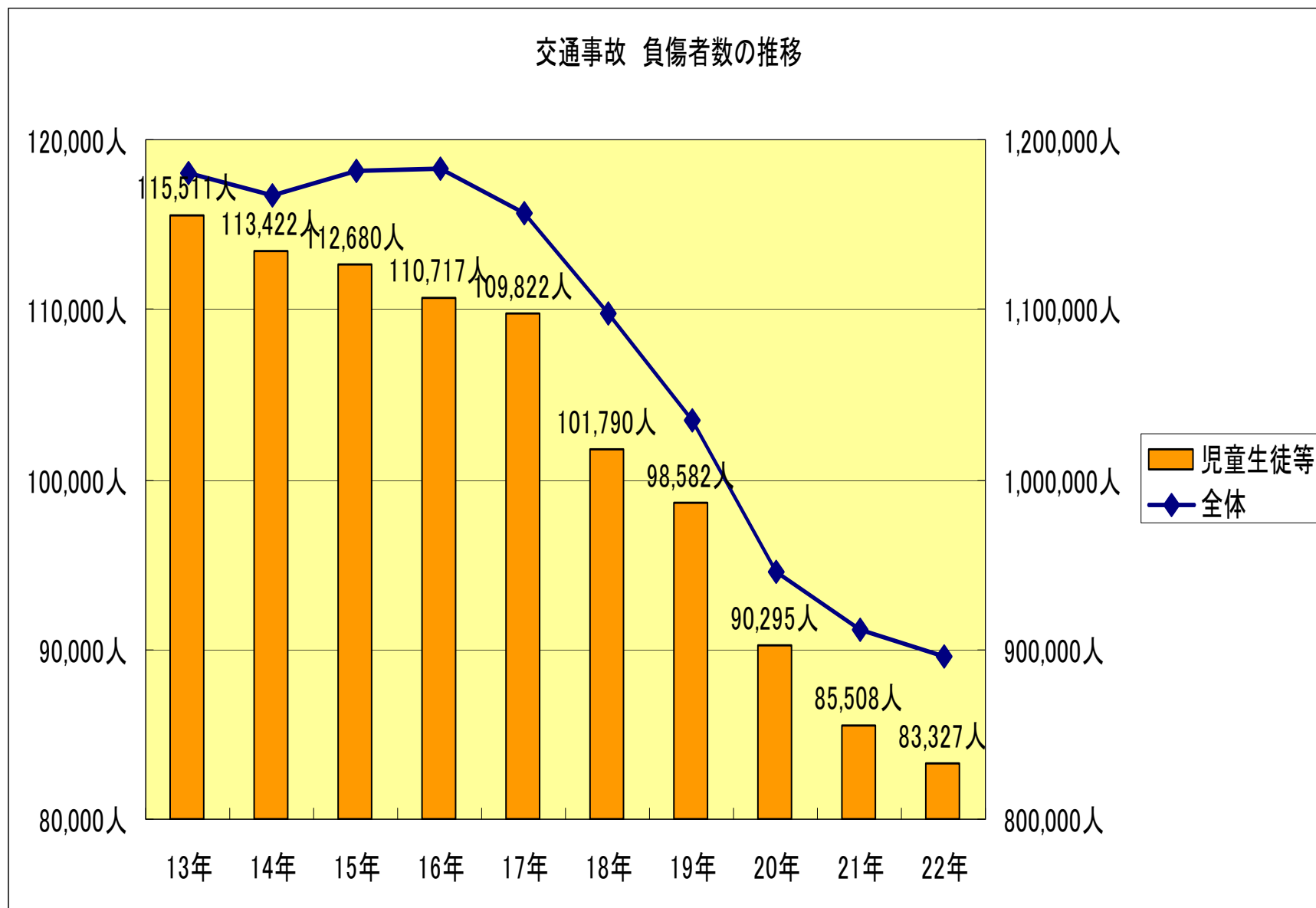


## ②災害共済給付の状況

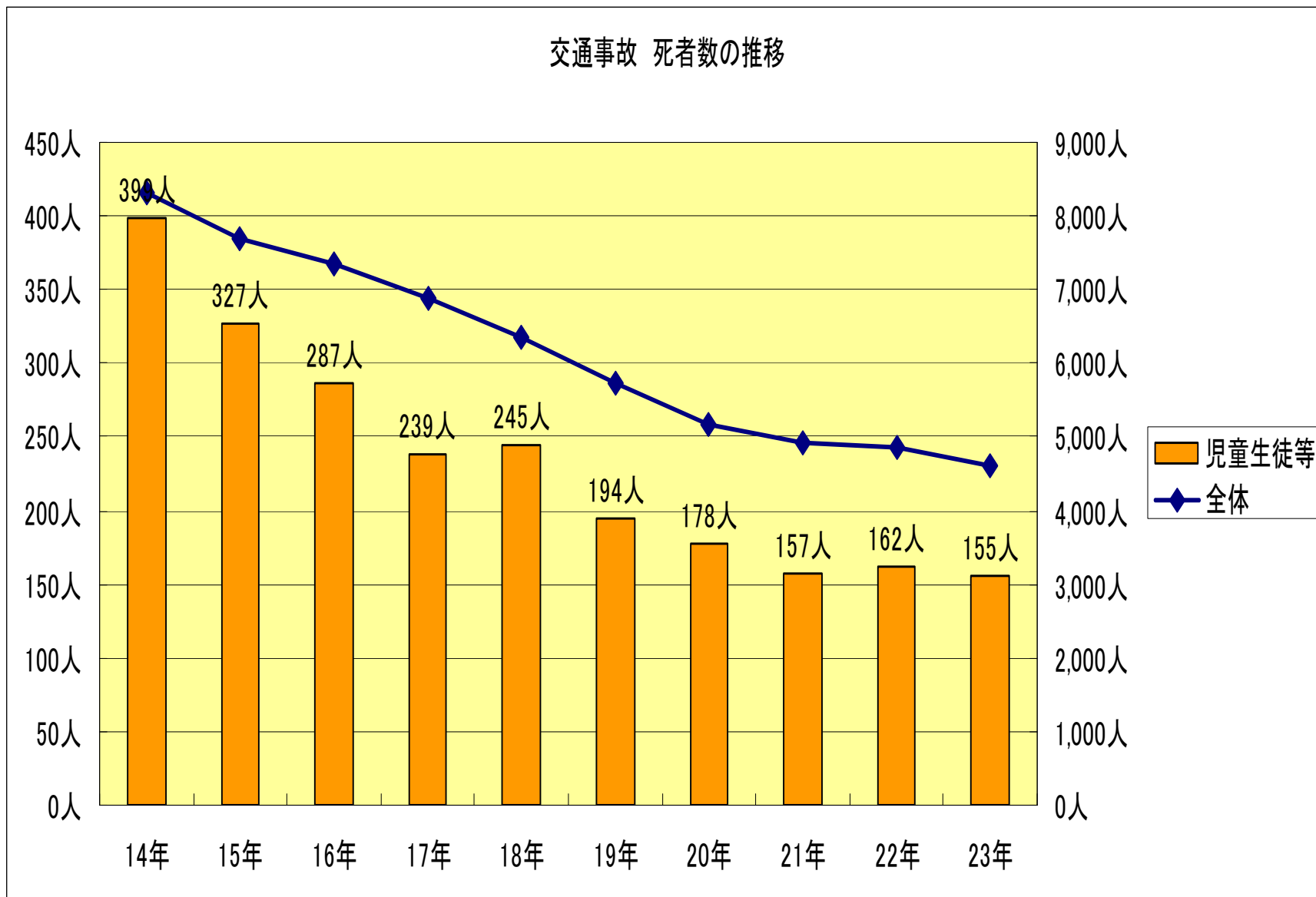
災害共済給付における死亡見舞金支給件数の推移



### ③児童生徒等の交通事故負傷者数の推移

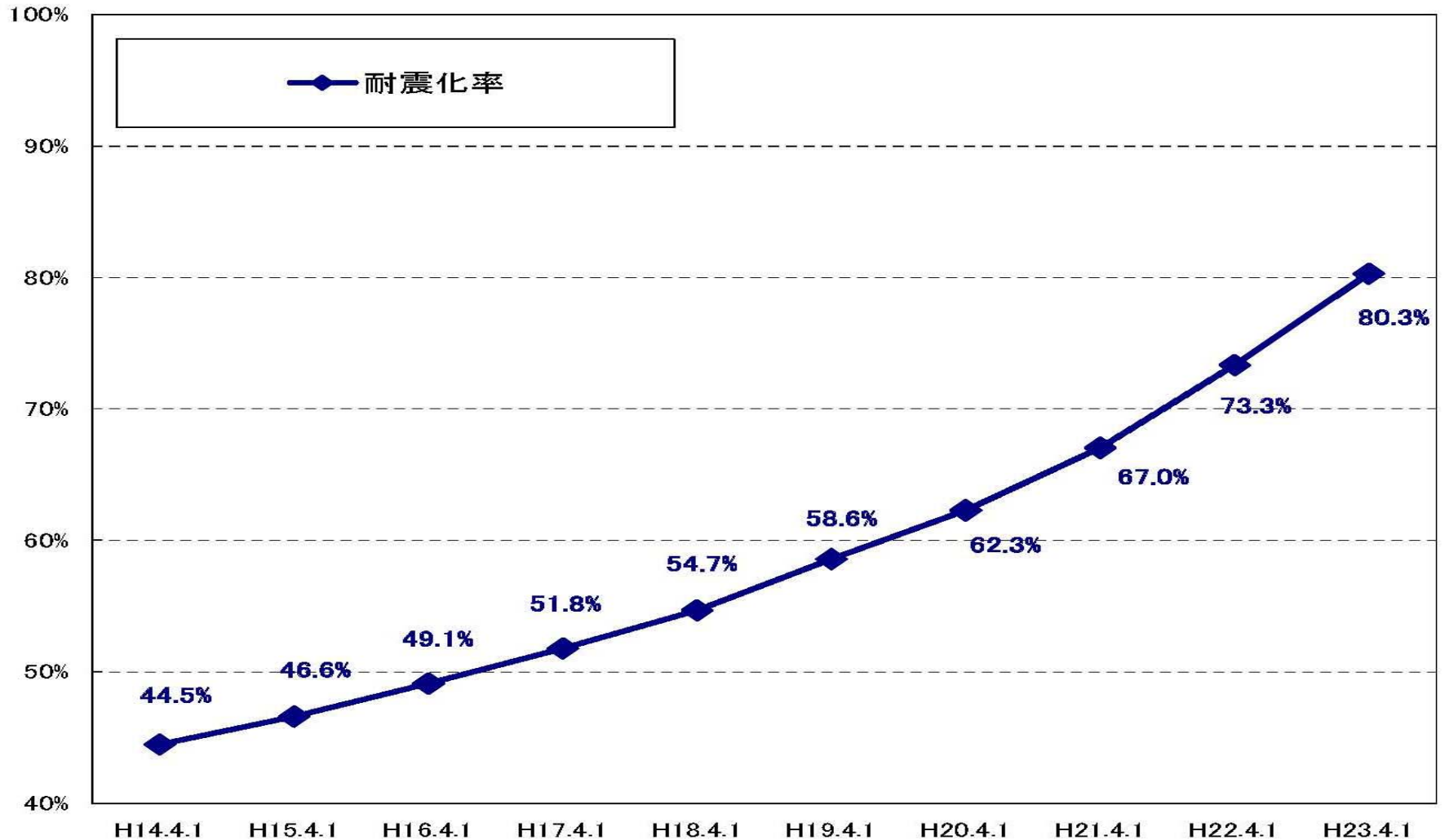


# ④児童生徒等の交通事故死者数の推移



# ⑤公立小中学校の耐震化の状況

公立小中学校施設における耐震化率の推移※

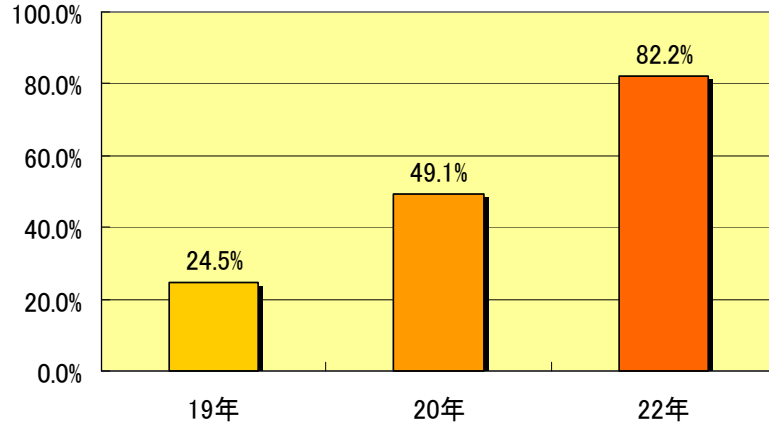


※ 平成23(2011)年4月1日現在については岩手県、宮城県、福島県は除く。

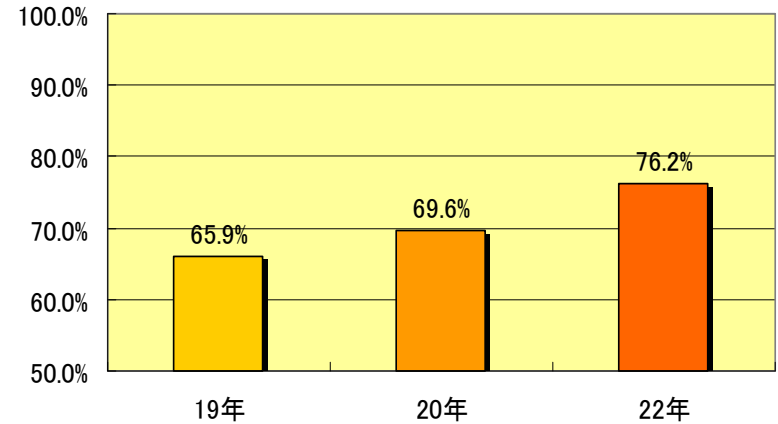
# ⑥学校の安全管理に関する取組状況

## ○全国の学校の取組状況

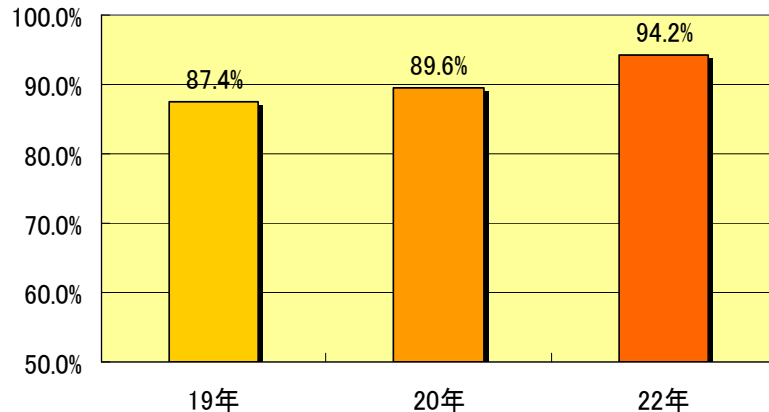
学校における自動体外式除細動器(AED)設置率



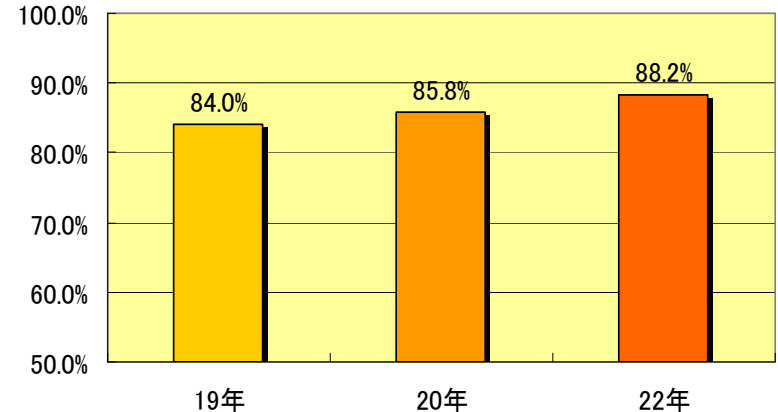
防犯監視システムの整備率



通報システムの整備率

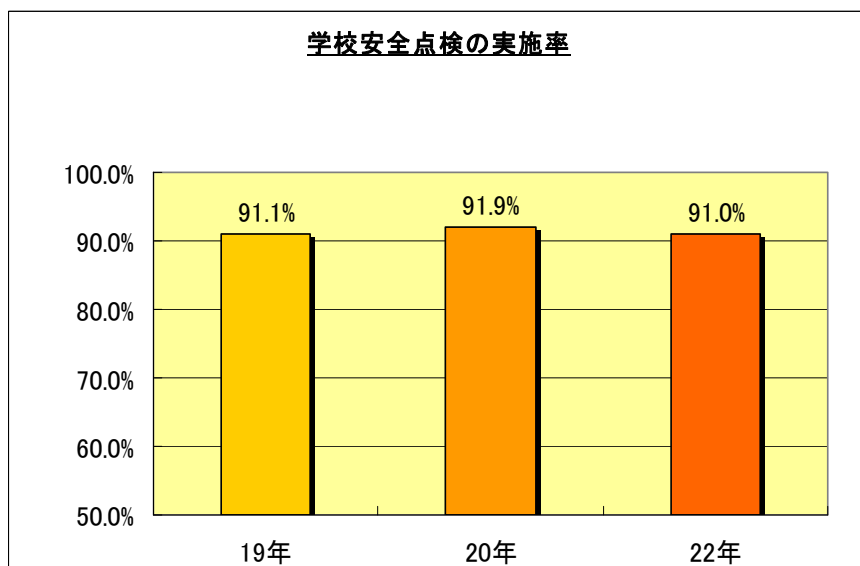
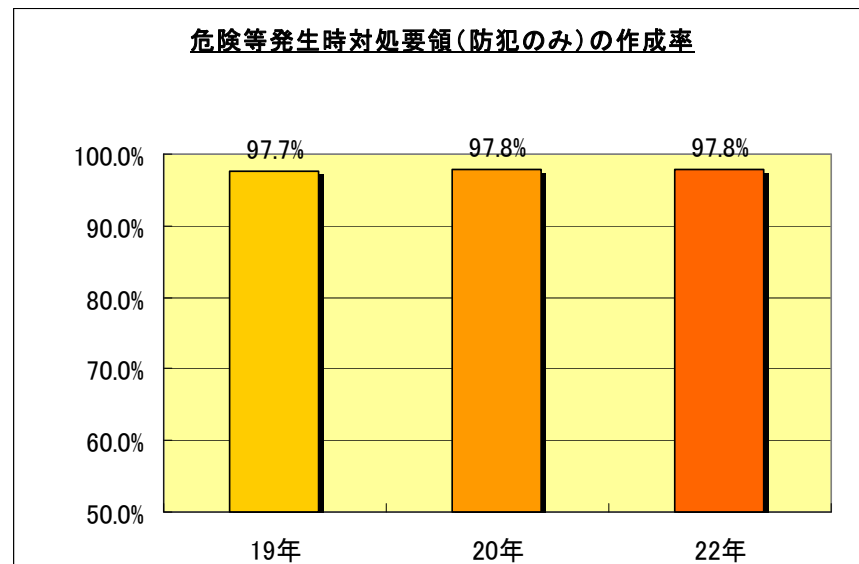
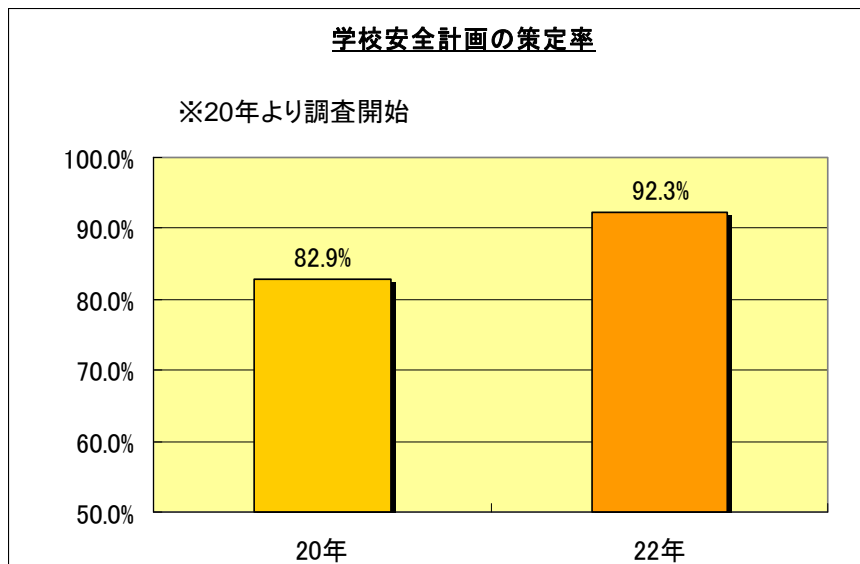


安全を守るための器具の整備率



# ⑦学校の安全管理に関する取組状況

## ○全国の学校の取組状況



## 学校安全の推進に関する計画の策定までの経過

9月22日 中央教育審議会総会（第78回）  
○学校安全の推進に関する計画の策定について（諮問） 等

9月30日 スポーツ・青少年分科会（第62回）  
○スポーツ・青少年分科会の運営等について（学校安全部会の設置等） 等

12月6日 学校安全部会（第1回）  
○部会長の選任等  
○自由討議

12月15日 学校安全部会（第2回）  
○委員からのヒアリング

12月26日 学校安全部会（第3回）  
○有識者からのヒアリング  
○委員からのヒアリング

1月19日 学校安全部会（第4回）  
○有識者からのヒアリング  
○学校安全の推進に関する計画に係る答申の構成（案）について

1月27日 学校安全部会（第5回）  
○有識者からのヒアリング  
○学校安全部会 これまでの審議のまとめ（素案）について

1月30日 スポーツ・青少年分科会（第64回）  
○学校安全部会 これまでの審議のまとめ（素案）について 等

2月9日 学校安全部会（第6回）〔委員懇談会〕  
○学校施設における安全対策の取組について  
○学校安全部会 審議経過報告（案）について



2月17日 中央教育審議会総会（第79回）  
○学校安全部会 審議経過報告について 等

2月20日 学校安全部会（第7回）  
○学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）（素案）について

2月27日 スポーツ・青少年分科会（第65回）  
○学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）（素案）について 等

3月5日 学校安全部会（第8回）  
○学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）（素案）について

3月13日 学校安全部会（第9回）  
○学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）（案）について

3月21日 中央教育審議会総会（第80回）  
○学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）（案）について 等

4月27日 閣議決定

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

1. スポーツ基本計画の策定について
2. 学校安全の推進に関する計画の策定について

平成23年9月22日

文 部 科 学 大 臣 中 川 正 春

(理由)

## 1. スポーツ基本計画の策定について

(略)

## 2. 学校安全の推進に関する計画の策定について

子どもが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、すべての人々の願いであり、子どもの育つ環境が安全なものとして整えられ、また、子ども自身や保護者その他の人々が安心感を持って日々の生活を送ることができるような社会を築いていくため、必要な取組を進めていかなければならない。

その中で、学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成をしていく場であり、児童生徒等が生き生きと学び、運動等の活動を行うためには、学校という場において、児童生徒等の安全が確保されることが不可欠となる。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校において、その生涯にわたり、自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められる。

学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定めた「学校保健安全法」では、国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画を策定するとされている。同計画は、国と地方公共団体が相互に連携を図り、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするための重要な指針となるものである。

以上のことを踏まえつつ、学校安全の推進に関する計画の策定に当たり、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項を中心にご審議をお願いしたい。

第一に、本年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震・津波によって広範な地域で甚大な被害が発生し、多くの児童生徒等の人命が失われ、学校施設についても多大な被害が発生した。また、我が国においては地震や津波だけでなく、台風などによる風水害や火山活動等による自然災害の発生も引き続き懸念される。さらに、未曾有の原子力災害により児童生徒等の安全が脅かされる事態が発生しており、これを受けて、原子力災害発生時に児童生徒等がとるべき行動など原子力災害一般に係る安全措置等も改めて検討することが求められている。

特に、東日本大震災を受けて、児童生徒等が主体的に自らの生命を守り抜くための行動につなげる態度を身に付け、被災後の復旧・復興を支えるための支援者となる視点を取り入れた新たな防災教育を含む災害安全（防災）が求められるとともに、今回の大震災の教訓を次代を担う児童生徒等に伝え、児童生徒等の危険予測・危険回避能

力を高めることが我が国の安全教育にとって極めて重要であり、その具体的な方策についてご議論いただきたい。

第二に、災害安全に加え、学校における安全に関する課題としては、近年、学校に不審者が侵入して児童生徒等や教職員の安全を脅かす事件や、通学路で児童生徒等に危害が加えられる事件が発生し、大きな社会問題となっていることがあげられる。児童生徒等の交通事故についても、それによる死亡者数は減少しているものの、通学途上における死亡事故も発生しており、負傷事故もいまだ多数に上っている。本年4月からは、政府全体の取組として第9次交通安全基本計画が策定されたところである。こうした状況を踏まえ、防犯を含めた生活安全、交通安全の領域に関する安全教育の具体的な方策についてもご議論いただきたい。その際、第一の災害安全と共通する課題である「正常化の偏見」（自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう人間の心理的特性）の克服など、三つの各領域を超えた安全教育を効果的に行うことにもご留意いただきたい。

第三に、学校において、これらの事件・事故災害から児童生徒等を守るための取組を進めていくためには、事件・事故を未然に防ぐとともに、事件・事故災害が発生した場合においても児童生徒等の安全が確保できる体制を整備する必要がある。学校安全を担う教職員が一定水準の知識や資質を持つための研修などの人材養成、学校安全に関する専門的知見の活用、外部人材や地域との連携促進による学校安全の充実、学校安全に関する科学技術の活用等、安全管理や組織活動の面から取り組む体制を整えるための具体的な方策についてご議論いただきたい。

以上の点について、自由闊達にご審議いただき、今後のスポーツ施策及び学校安全の推進施策について、基本的方針及び諸方策をご提示いただきたい。これが今回の諮問を行う理由である。

中教審第150号

平成24年3月21日

文部科学大臣 平野博文 殿

中央教育審議会会長 三村明夫

学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）

本審議会は、平成23年9月22日に文部科学大臣から「学校安全の推進に関する計画の策定について」諮問を受け、審議を進めてまいりました。

このたび、次のとおり結論を得ましたので、答申します。

## 第6期中央教育審議会委員

平成23年2月1日発令  
(50音順)

会長	三村 明夫	新日本製鐵株式會社代表取締役会長
副会長	安西祐一郎	独立行政法人日本學術振興會理事長
副会長	小川 正人	放送大學教養學部教授、東京大學名譽教授
	相川 敬	社団法人日本PTA全國協議會會長
	安彦 忠彦	神奈川大學 特別招聘教授
	五十嵐俊子	日野市立平山小學校長
	生重 幸恵	特定非營利活動法人スクール・アト・ハイス・ネットワーク理事長、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議會代表理事
	石井 正弘	岡山縣知事
	浦野 光人	株式會社ニチレイ代表取締役會長、公益社団法人經濟同友會幹事、財団法人産業教育振興中央會理事長
	衛藤 隆	社會福祉法人恩賜財團母子愛育會日本子ども家庭綜合研究所所長、東京大學名譽教授
	大日向雅美	惠泉女學園大學大学院平和學研究科教授
	岡島 成行	大妻女子大學家政學部教授、公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長
	奥野 史子	京都市教育委員、スポーツコメンテーター
	貝ノ瀬 滋	三鷹市教育委員會教育長
	加藤 友康	情報産業労働組合連合會 中央執行委員長
	金子 元久	筑波大學 大學研究センター 教授
	北城恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式會社最高顧問、公益社団法人經濟同友會終身幹事、學校法人國際基督教大學理事長
	國井 秀子	リコーITソリューションズ株式會社取締役會長執行役員
	篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト
	田村 哲夫	學校法人渋谷教育學園理事長、渋谷教育學園幕張中學校・高等学校長
	寺島光一郎	北海道乙部町長
	長尾ひろみ	広島女學院大學長
	橋本 都	青森縣教育委員會教育長
	濱田 純一	東京大學總長
	菱沼 典子	聖路加看護大學教授、看護學部長兼研究科長
	平尾 誠二	神戸製鋼ラグビー部セネラルマネージャー兼總監督、特定非營利活動法人スポーツ・コミュニティ・アント・インテリジェンス機構理事長
	宮崎 緑	千葉商科大學教授、政策情報學部長
	無藤 隆	白梅學園大學子ども學部教授兼子ども學研究科長
	村松 泰子	東京學芸大學長
	森 民夫	長岡市長

(30名)

## 第6期中央教育審議会スポーツ・青少年分科会委員名簿

(計28名、50音順・敬称略)

◎分科会長 ○副分科会長

- |        |   |   |
|--------|---|---|
| 相川敬    | 敬 | 社団法人日本PTA全国協議会会長  |
| 明石要一   | 一 | 千葉大学教育学部教授  |
| 荒木田裕子  | 子 | 公益財団法人日本オリンピック委員会理事、公益財団法人笹川スポーツ財団理事  |
| 安藤宏基   | 基 | 日清食品ホールディングス株式会社代表取締役社長・CEO   |
| 五十嵐俊子  | 子 | 日野市立平山小学校長  |
| 池田延行   | 行 | 国土舘大学体育学部教授   |
| 岩上安孝   | 孝 | 国立スポーツ科学センター長   |
| 上治丈太郎  | 郎 | ミズノ株式会社代表取締役副社長   |
| 上村春樹   | 樹 | 公益財団法人講道館館長、公益財団法人全日本柔道連盟会長   |
| ◎ 衛藤隆  | 隆 | 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長、東京大学名誉教授  |
| ○ 岡島成行 | 行 | 大妻女子大学家政学部教授、公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長   |
| 奥野史子   | 子 | 京都市教育委員、スポーツコメンテーター   |
| 小倉式郎   | 郎 | 総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長、特定非営利活動法人ごうどスポーツクラブ顧問、公益財団法人日本体育協会地域スポーツクラブ育成専門委員会委員、公益財団法人岐阜県体育協会地域スポーツクラブ育成委員会副委員長 |
| 大日方邦子  | 子 | 公益財団法人日本障害者スポーツ協会日本パラリンピック委員会運営委員、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長、株式会社電通パブリックリレーションズコミュニケーションデザイン局シニアコンサルタント        |
| 木村和彦   | 彦 | 早稲田大学スポーツ科学学術院教授  |
| 佐藤光一   | 一 | 経済同友会・教育アドバイザー  |
| 品田龍吉   | 吉 | 宮崎大学教育文化学部教授  |
| 高野孝子   | 子 | 特定非営利法人エコプラス代表理事、立教大学特任教授、早稲田大学客員教授   |
| 田嶋幸三   | 三 | 公益財団法人日本サッカー協会副会長兼専務理事  |
| 土江博昭   | 昭 | 雲南市教育委員会教育長   |
| 野津有司   | 司 | 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授  |
| 服部幸應   | 應 | 学校法人服部学園理事長、服部栄養専門学校校長  |
| 平井よし子  | 子 | ジュニアスポーツ指導員   |
| 平尾誠二   | 二 | 神戸製鋼ラグビー部ゼネラルマネージャー兼総監督、特定非営利活動法人スポーツ・コミュニティ・アンド・インテリジェンス機構理事長  |
| 平野啓子   | 子 | 語り部・かたりすと・キャスター、大阪芸術大学放送学科教授  |
| 福永哲夫   | 夫 | 鹿屋体育大学長   |
| 宮嶋泰子   | 子 | 株式会社テレビ朝日編成制作局アナウンス部兼編成部上級マネージャー  |
| 山口泰雄   | 雄 | 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授   |

(平成24年4月1日現在)

## 第6期中央教育審議会スポーツ・青少年分科会 学校安全部会委員名簿

(計26名、50音順・敬称略)

◎部会長 ○副部会長

	相川順子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長
	相川敬	社団法人日本PTA全国協議会会長
	明石要一	千葉大学教育学部教授
	五十嵐俊子	日野市立平山小学校長
	今村文彦	東北大学大学院工学研究科教授
◎	衛藤隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長、東京大学名誉教授
	岡田直子	高知県教育委員会学校安全対策課課長補佐
	小川和久	東北工業大学共通教育センター教職課程部教授
	貝瀬佳章	静岡県教育委員会教育総務課主査
	片田敏孝	群馬大学大学院工学研究科教授 広域首都圏防災研究センター長
	亀田清人	財団法人日本交通安全教育普及協会主幹
	国崎信江	危機管理教育研究所代表
	佐藤光一	経済同友会・教育アドバイザー
	清水哲雄	学校法人鷗友学園常務理事
	染谷絹代	静岡県島田市教育委員長
	戸田芳雄	東京女子体育大学教授
	西岡伸紀	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授
	原本憲子	聖徳大学大学院教職研究科准教授
	平野啓子	語り部・かたりすと・キャスター、大阪芸術大学放送学科教授
	藤田大輔	大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター教授、学校危機メンタルサポートセンター長併任
	矢崎良明	板橋区立志村第一小学校長
	安武正太郎	東京都立矢口特別支援学校副校長
	矢萩恵一	鎌倉女子大学講師
	山本美苗	埼玉県立草加南高等学校教頭
	蓮花一己	帝塚山大学心理学部教授
○	渡邊正樹	東京学芸大学教育学部教授

(平成24年4月1日現在)



## 学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第五十六号）

### ※学校安全関係条文抜粋

#### 第一章 総則

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

#### 第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

※参考 第10条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(地域の関係機関等との連携)

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。